

1	<ul style="list-style-type: none"> • みなさん、こんにちは。 大阪府危機管理室防災企画課の丸毛でございます。 • 私からは「災害対応力の強化について」をテーマにお話させていただきます。 宜しくおねがいします。
2	<ul style="list-style-type: none"> • 本日、お話しするのはこちらの6点です。 • それでははじめに1. 大阪府内で想定される災害についてお話しいたします。
3	<ul style="list-style-type: none"> • まずは、直下型地震についてお話しします。左の図面をご覧ください。 • 大阪府の周辺には、上町断層帯、生駒断層帯、有馬高槻断層帯、中央構造線断層帯、といった断層帯があります。 • 右上の表は各断層帯における、今後30年以内の地震の発生確率を示したものです。直下型地震の中で最も被害が大きくなることが想定されている上町断層帯地震の発生確率は2～3%です。数値は非常に小さく感じますが、決して安心というわけではございません。 • 参考までに平成28年4月に発生した熊本地震発生前の布田川（ふたがわ）断層の発生確率は0～0.9%でした。このことから確率が低いからといって油断はできないことがわかります。 • 発生確率の数値だけで見るとはならず、大阪にはこのような地震のリスクがあるということを日ごろから意識して備えておくことが大切だと思います。
4	<ul style="list-style-type: none"> • こちらは直下型地震の被害想定です。 • 上町断層帯地震は、豊中市から大阪市を経て岸和田市に至る大阪の中心部を南北に走っている断層帯ですので、被害が大きくなると想定されています。 • ご覧いただいているこの直下型地震は、主に揺れによる建物倒壊や、家具の転倒でも死者が出ると想定されています。 • そのほかに、火災による被害もあります。建物が倒壊したり、電気機器が損傷を受けたりして火災が発生します。 • 直下型地震の特徴は、やはり建物倒壊による人的被害が大きいということです。 • 平成30年の大阪府北部を震源とする地震でも、全壊家屋は多くなかったのですが、建物の中にいて家具の下敷きになって、死傷につながった方がたくさんいらっしゃいました。 • 家具の転倒防止が、命を守るためには大事だということを再認識させられました。
5	<ul style="list-style-type: none"> • 続いて、海溝型地震（南海トラフ巨大地震）の想定についてお話しします。 • 南海トラフは、駿河湾から九州東部の沖合にかけて連なる水深約4,000mの深い海溝です。 • これらの沿岸では、地震に伴う津波の被害が懸念されます。

6	<ul style="list-style-type: none"> • こちらの年表は、東海・東南海沖で、ここ 400 年余りの間、100 年単位で海溝型の大地震が起きていることを示しています。 • 直近では 1940 年代の地震から、約 70 年間は大きな地震は起きていないため、これら沿岸地域では、今後 30 年の間に約 70～80% の高い確率で巨大地震があると想定されています。
7	<ul style="list-style-type: none"> • この表は、南海トラフ巨大地震の人的被害想定をまとめたものです。 • 先ほどお話したとおり、海溝型地震発生時に懸念されるリスクは津波です。 • 東日本大震災でも津波の発生により非常に多くの方がお亡くなりになりました。 • 南海トラフ地震が発生すると、最大で 13 万 4 千人が犠牲になり、内 13 万 3 千人が「津波」で命をおとすという結果になっています。 <p>ただし、これは、早期に避難がなされない場合の想定です。発災後に迅速な避難が行われた場合は、被害が約 8,000 人まで減少すると推定されています。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 津波の発生の恐れのある場合は、迅速に避難することが大変重要になってきます。
8	<ul style="list-style-type: none"> • ライフラインの被害想定です。上水道については、発災直後 94% の人口に影響がでることが想定されています。1 日後には半分には回復しますが、電力も半分、ガスも 3 分の 1、電話についても約半分不通状態が続くという状況下になると推計しております。
9	<ul style="list-style-type: none"> • 次に「津波浸水想定区域図」です。 • 府域全体で約 1 万 1 千 ha を超える面積が津波により浸水すると想定しています。 • 図のピンクや赤になるほど浸水する深さが深くなることを示しています。
10	<ul style="list-style-type: none"> • こちらは、大阪市周辺を拡大したものです。 • 大阪市内半分程度が浸水の危険があり、梅田駅周辺など大阪市内の中心部分や内陸部でも一部浸水すると想定されており、いまみなさんがいるこのエリアも、1～2メートルの浸水が起こる可能性があるかと想定されています。
11	<ul style="list-style-type: none"> • 南海トラフ巨大地震の津波の到達時間については大阪府最南端の岬町で約 60 分、大阪市周辺では約 110 分程度です。 • ただし、これはあくまで想定の話です。1メートルより低い津波はもっと早く到達する可能性がありますので、60 分から 110 分あるから大丈夫と考えるのではなく、地震が発生し、津波の可能性のある場合は、すぐに避難する必要があります。
12	<ul style="list-style-type: none"> • つづいてこちらは、液状化の想定です。 • この図は液状化のしやすさを示したもので、値が黄色から赤になるほど、液状化が発生しやすいエリアとされています。 • 液状化は、沿岸部だけではなく、東部大阪地域にも可能性の高い区域が分布してい

	<p>ます。ここは、かつて河内湾、河内湖と呼ばれていた地域で、大阪は、埋め立てや、川の堆積土砂が溜まってできた平野ですから、地盤が非常に脆弱です。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 液状化については、一番直近の H30.9.6 の北海道の胆振東部地震では、道路の隆起や陥没、複数の家屋が陥没道路に向かって傾いたという事例がございました。
13	<ul style="list-style-type: none"> • こちらが液状化の被害の様子を示した写真です。 • 沿岸部であったり、内陸部でも家が傾いたり、道路に亀裂ができたり、マンホールが浮き上がったりする被害がでています。
14	<ul style="list-style-type: none"> • 次に台風と高潮についてお話します。 • これは台風と高潮の発生メカニズムを表したものです。 • 台風は、熱帯のあたたかい海で発生し、勢力を拡大しながら日本などに向かってきます。 • 台風は、低気圧ですので、海面をおさえる圧力が低く、海面が上昇します。また、台風による風が沖から海岸に向かって吹くと、海岸付近の海面が上昇します。このような条件により発生するのが、高潮です。 • 満潮の時間帯と高潮が重なると、海水面がさらに上昇して、災害発生の危険性が高まります。
15	<ul style="list-style-type: none"> • これは「高潮浸水想定区域図」です。 • 平成 27 年の水防法改正により、想定し得る最大規模の高潮による浸水想定区域を指定・公表することとなりました。 • 大阪府では今年の 8 月に浸水想定区域図を公表したところです。 • また、浸水想定区域図について市町村に説明するとともに府民にも情報提供しております。 • これによりますと、先ほどご紹介した津波浸水想定区域の約 2 倍となる 2 万 1 千 ha を超える面積が浸水すると想定しています。 • 図は赤や紫になるほど浸水する深さが深くなることを示しています。
16	<ul style="list-style-type: none"> • この資料は、高潮浸水想定図公表にあわせ、府民のみなさま向けに「避難のあり方」をまとめたものです。 • まずは、高潮浸水想定図をご覧になっていただき、自分の家がどこにあるかを確認していただき、確認していただきましたら、このフローに沿って、自宅の浸水の深さがどれくらいになるかを確認していただきます。 • 自分の住んでいるところが、浸水深より高いところにある場合は、避難所に行くのではなく、自宅の安全な場所に避難していただくようお願いしています。 • また、このフローで自分の住んでいるところが浸水してしまう場合は、日頃から親戚や知人宅に避難することも考えていただいています。また、事前に市町村の指定する避難所などがどこにあるかも確認することも重要です。

	<ul style="list-style-type: none"> •そして、もし避難が遅れてしまった場合は、命を守るため、すぐ近くの高い建物などに避難することをお願いしています。
17	<ul style="list-style-type: none"> •大阪府ではこうした災害に対応するために、地域防災計画（法律に基づく計画）を策定しています。 •この計画は、「減災へのパラダイムシフト」を基本理念として、「災害を事前に予防する、災害発生前の対策」、「起こった後どう動くかという対策」、最後に「起こったものを復旧・復興していくための対策」というように災害対策順序に沿って、具体的な対策を記述し、各主体の責務を明確化しています。
18	<ul style="list-style-type: none"> •そして、平成27年3月には、この地域防災計画に基づき、「新・大阪府地震防災アクションプラン」をとりまとめています。 •このプランの基本目標は「発災による死者数を限りなくゼロに近づけるとともに、経済被害を最小限に抑える」ことです。 •取組期間は平成27年度から36年度までの10年間です。 •100の対策をアクションとして位置づけています。主なアクションをひとつご紹介します。 •防潮堤の津波浸水対策の推進です。資料の左下の写真をご覧ください。 •こちらは大阪市内の防潮堤です。満潮になると内陸部の高さは川の水位より低い土地が大阪市内には広がっています。防潮堤が地震で倒れると、川の水が街に流れ込んでしまいますので、防潮堤の下の地盤を固めたり、固い鉄の矢板を打ったりして、補強する工事を行っています。 •この対策は平成26年度から着手しており、着実に対策が進んでいます。
19	<ul style="list-style-type: none"> •つづいて、2. 平成30年度 of 自然災害についてお話しさせていただきます。
20	<ul style="list-style-type: none"> •平成30年6月の大阪府北部を震源とする地震です。 •この地震では、府内で観測史上初めてとなる震度6弱を記録しました。府内で死者6名、負傷者369名と大きな被害が発生しました。 •建物としては全壊家屋は18棟ですが、一部損壊といって家の中にクラックが入ったり、影響が少なからず出た家屋が多数ありました。地図の×印が震源で、震度6弱のエリアを黄色で表しています。 •この地震の特徴としては、家具の転倒などでケガをされた方が多いことです。そして、発災時間が通勤時間帯であったことから、みなさんの中にもご経験された方がいらっしゃるかもしれませんが、電車が駅と駅の間でとまってしまい、次の駅まで歩いて避難をされた方がたくさんおられ、駅や路上は、足止めされた多くの人であふれました。

21	<ul style="list-style-type: none"> • こちらはその際の被害状況の写真です。
22	<ul style="list-style-type: none"> • つづいてこちらは、平成 30 年 9 月の台風 21 号の被害状況です。台風 21 号は非常に強い勢力を保ったまま日本列島を横断し、自動車の横転や高層ビルの一部破損、倒木等による住家被害等が多数発生し、8 名の方がお亡くなりになりました。 • 街中では電柱が暴風により次々と倒れ、100 万軒以上の停電が発生しました。また、関西空港は、高潮により浸水し、使用不能になり、連絡橋が流されてきた船により損傷を受けたため一時、関空島内に多くの方が取り残されるような事態が発生しました。 • 台風については、地震と違い、事前にやってくるのがわかりますので、台風が近づいているときは、不要不急な外出は控えるとともに、停電や断水等に備えて、懐中電灯やスマホのバッテリー、給水タンクなどご準備いただきたいと思います。
23	<ul style="list-style-type: none"> • こちらはその際の被害状況の写真です。
24	<ul style="list-style-type: none"> • つづいて、3. 災害を踏まえた大阪府の取組みについてお話をさせていただきます。
25	<ul style="list-style-type: none"> • 度重なる災害を受けて大阪府では、南海トラフ地震対応強化策検討委員会を立ち上げて、有識者を交えて今後の対策について検討をおこないました。 • 主な検討項目は、①府の初動体制、②市町村の支援のあり方、③訪日外国人への対応、④帰宅困難者対策、⑤自助・共助の推進の5項目です。
26	<ul style="list-style-type: none"> • 委員会での検討にあたり、府民の皆様や企業の皆様の災害への備えの実態を知るためにアンケートを実施していますので、まずはその結果を紹介します。 • まずこちらは、府民の皆様へのアンケート結果です。 • H30 年の 11 月にした調査ですから、台風も受けたあとの府民の皆様に対する調査です。自然災害に対する意識については 29 年度に比べて格段に上がっています。災害に対する意識は高まっているものの、家庭の備えについては、なかなか行動には結びついていないという状況です。 • また、地域の自主防災組織についての認知度は下がっていますが、共助、つまり隣人同士で助け合おうという意識については、約 40%の人が「行うと思う」と回答しており、「行わないと思う」を大きく上回る結果が出ています。
27	<ul style="list-style-type: none"> • つづいてこちらは、平成 30 年 8 月に実施しました企業調査の結果です。 • 府内で合計 2,319 社からご回答をいただいています。 • 経営リスクを想定していますかという質問に対しては半分が行っていますと回答しています。 • BCP（事業継続計画）については、策定しているのは 4 分の 1 の 25%くらい、策定中が 10%くらいで、合わせても 35%くらいということで、経営リスクを意識し

	<p>ているけれども BCP を策定している企業はまだまだ少ないという状況です。</p>
28	<ul style="list-style-type: none"> • BCP の策定を企業規模別にみると、青が大企業、白が中小企業を示していますが、策定済みは大企業が圧倒的に多いです。中小企業については 1 割強で、予定はない・そもそも BCP とは何かを知らない方々が 40%と多くいらっしゃいます。
29	<ul style="list-style-type: none"> • つづいて備蓄については、飲料水で約 4 割、食料品で約 5 割の企業が備蓄をしていないという結果でした。 • 右側は、北部地震について聞いたものです。地震発生時、従業員の安否確認をしたとの回答は約 8 割と高いのですが、出社や帰宅に関する規定や基準については、基準は決まっていないと答えた会社が 65%あり、北部地震当日の従業員の出社についても従業員の判断に任せたという回答も 2 割ぐらいありました。 • このように、度重なる災害を受けて、府民の皆様や企業の皆様の防災に対する意識は強くはなっていますが、日頃の備えにはなかなか結びついていない状況であり、この点については我々も、今後更に働きかけに力を入れていかなければいけないと考えています。
30	<ul style="list-style-type: none"> • ここで、企業の皆様の BCP の策定にお役に立つ情報を紹介させていただきます。 • 大阪府では、企業の皆様の BCP 策定を推進するため、事業継続に際し最低限これだけは決めておくべき項目に絞り込み、忙しい府内中小企業者等の皆様にも取り組みやすい様式「超簡易版 BCP 『これだけは！』シート」を作成しました。 • 災害時に優先する業務の選定や BCP の発動条件、発災時の出勤、帰宅体制など、社内でルールを決めてシートに記入することで簡易版の BCP として使用できます。 • 府の商工労働部中小企業支援室のホームページに掲載していますので、各企業での BCP の策定に是非ご活用いただければと思います。
31	<ul style="list-style-type: none"> • また、大阪府では商工会・商工会議所等と連携して企業の BCP の取組を支援しておりますので、ぜひご活用ください。 • BCP セミナー・ワークショップも開催しておりますので、詳細の問い合わせ・申し込みは、府の商工労働部中小企業支援室経営支援課にご連絡ください。
32	<ul style="list-style-type: none"> • 少し話を戻しますが、こちらは、先ほど紹介した委員会の提言を踏まえた取組みになります。お話した、府民の皆様や企業の皆様の災害への備えの実態や、北部地震や台風の被害を受けての教訓等を踏まえて検討した結果になります。 • 大きく 4 点ございますので簡単にご説明いたします。 • 一つ目は府の初動体制と市町村支援です。あくまで府の体制なので内部の話で恐縮ですが、府庁でも職員の安否確認に時間を要しましたので、昨年度より、安否確認をシステム化してスムーズに確認できるように現在取り組んでいます。 • また、府職員は被災地である市町村等へ派遣されるのですが、やはり情報伝達が少

	<p>し不十分であったということもありました。被災地での活動をスムーズに行えるように、モバイルPCや防災服等の装備についても強化してまいります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村支援を強化促進していくということでは、まずは災害時に最前線で活動いただく市町村の職員の方々に災害時にこういった動きをしていただけたらいいのかという研修の実施、また、実際に起こった時の府から市町村へ職員を送る体制を強化するとともに、市町村側でも受入体制、つまり応援が来た時にその人にどんな業務をやっていただくのかという計画を作りましょうということを支援していきます。 二つ目は出勤及び帰宅困難者への対応です。これは後ほど詳しく述べます。
33	<ul style="list-style-type: none"> 三つ目は訪日外国人への対応です。大阪にはインバウンドが多いので、外国人の皆様に向けてSNSなどのツールを活用した多言語による情報発信を強化していきます。 今年2月に、大阪を訪れる外国人旅行者の皆さんの大阪滞在が安心・快適なものとなるよう、災害時等に必要な情報を多言語（12言語）で一元的に提供するウェブサイト及びスマートフォンアプリ「Osaka Safe Travels」の運用を開始しました。 四つ目は、自助共助の推進です。地域防災力の向上を図るための研修の強化や防災タウンページや防災ツイッターなど様々なツールを活用した啓発活動の実施を行っています。 検討した各項目の詳細はHPに掲載しておりますので、お時間のあるときにご覧いただければと思います。
34	<ul style="list-style-type: none"> 次に大阪880万人訓練について説明します。 今年で、第9回となる「大阪880万人訓練」は、9月4日（金）9時30分より実施しました。 本訓練は、府民1人ひとりが、大地震・津波の発生を想定し、自分の身を守ることに付いて事前に考え、発災時、実際に行動をし、（あるいは何をすべきか想起し）再確認していただくための訓練です。 今年の訓練は、訓練開始時間をこれまで午前11時からに固定していましたが、午前9時30分に繰り上げて実施しました。特段の混乱等はなく、円滑に訓練を実施することができました。 また、訓練参加団体等が昨年度と比較して約1.5倍増加（127団体等→190団体等）するとともに、コロナ禍の中の開催ということもあり、テレワーク中の自宅での訓練参加、携行品にマスクを追加し密を避けた訓練などの工夫が見られました。 今後の課題としては、一部で訓練開始のメール不着の声が寄せられていること、訓練参加者の拡大を図る必要があることなどが挙げられます。 今後もSNS等を活用し、訓練の輪を広げていきたいと思っておりますので、ぜひとも皆様のご参加をよろしくお願いいたします。
35	<ul style="list-style-type: none"> つづいて、4. 企業の皆さまにお願いしていることについてお話しいたします。

36	<ul style="list-style-type: none"> • 次に、事業者の皆様を中心にご協力いただいている帰宅困難者対策の取組みについてお話しいたします。 • 南海トラフ巨大地震の場合、大阪府内で最大 146 万人の帰宅困難者が発生すると想定されています。 • こちらは東日本大震災の時の新宿駅の写真です。(515 万人の帰宅困難者の発生) • 現在、帰宅困難者対策のひとつとして、地震が起こった際は、むやみにその場を動かず、事業所等安全な場所にとどまって下さい。という呼びかけを行っています。これを一斉帰宅抑制の取組と呼んでいます。
37	<ul style="list-style-type: none"> • 帰宅困難者対策には3つの柱があります。 • 「一斉帰宅の抑制」、「ターミナルでの混乱防止」、「帰宅支援」の3つです。
38	<ul style="list-style-type: none"> • まず、一斉帰宅の抑制、ターミナルの混乱防止についてお話しします。 • もし、発災後に多くの人が一斉に移動を開始すると様々な問題が起こります。1つ目は、本人の命が危ないということです。発災直後は、建物が倒れてきたり、看板などが上からふってくるのが想定されます。余震が起こる可能性もあります。また、大勢が移動することで、歩道で将棋倒しなどの事故が発生する可能性もあります。 • 2つ目は、緊急交通の妨げになるということです。災害発生後、72 時間は、人命救助に重要な時間帯と言われています。例えばこの時に、徒歩帰宅者により、歩道から車道に人が溢れだせば、救急車や警察車両、緊急物資輸送のための車両など緊急車両が通れなくなり、救急救援活動を妨げてしまいます。被害にあって、助けを求めている人たちの命にもかかわってきます。 • 皆様も、もし災害にあわれたときは、むやみに移動を開始せず、まずは安全を確保していただき、そしてしっかりと情報収集を行うようにしてください。特に自宅や会社が遠距離の場合は無理に会社や帰宅をしようとせず、会社等近くの安全な場所で待機することも検討してください。 • そして、道路の安全等が確認でき、徒歩で帰宅される場合でも建物の倒壊や落下物、火事などに十分に注意するようにしてください。宜しくお願いします。
39	<ul style="list-style-type: none"> • 今お話ししました一斉帰宅の抑制については、大阪府では、平成 27 年 3 月に「事業所における「一斉帰宅の抑制」対策ガイドライン」を策定し、一斉帰宅に伴う混乱を回避するために、「むみやみに移動を開始しない」ことの協力をお願いしています。 • ガイドラインには、なぜ、災害時に一斉に帰宅してはいけないのか、そして災害発生時に事業所に留まるためには日頃からどのような準備が必要なのかについて記載しています。

40	<ul style="list-style-type: none"> • こちらは、そのガイドラインのポイントをしぼってわかりやすく説明したチラシになります。是非ご活用ください。
41	<ul style="list-style-type: none"> • また、府民の皆様や事業者の皆様に、さらにわかりやすく一斉帰宅の抑制の必要性をご理解いただけるように啓発動画「STOP!!災害時の一斉帰宅」を作成し、現在YouTubeで配信中です。
42	<ul style="list-style-type: none"> • いかがでしたでしょうか。大阪駅の大型サイネージでも動画を再生していただいております。災害発生時に一斉に多くの人々が移動を開始することのリスクをご理解いただき、一斉帰宅の抑制にご協力をお願い致します。
43	<ul style="list-style-type: none"> • 次に帰宅支援についてです。 • 災害による混乱がおさまった後、帰宅する際には、沿道情報等の災害関連情報が必要です。また、徒歩での帰宅となると、途中でトイレや休憩場所も必要になります。 • 関西広域連合では、徒歩帰宅者が円滑に帰宅できるよう、水道水、トイレ、沿道情報、休憩場所等を提供してもらえるようにコンビニエンスストアや外食事業者と協定を締結しています。 • これを、災害時帰宅支援ステーションと呼んでいます。 • 黄色のステッカー（キタクちゃん）が目印です。
44	<ul style="list-style-type: none"> • ガイドライン、チラシ、動画等については、大阪府の帰宅困難者対策のホームページに掲載しています。 • 「大阪府 帰宅困難者対策」で検索してください。
45	<ul style="list-style-type: none"> • 続いて、災害対応力を強化するために、民間企業の皆様の協力をいただき取り組んでいる防災協定についてご紹介します。 • 一例としては、三井住友海上火災保険株式会社さんとの協定による880万人訓練のPRです。 • その他にも、食料、飲料の提供に関する協定であったり、物資の輸送に関する協定、（次頁へ）
46	<ul style="list-style-type: none"> • さらには防災啓発に関する協定を結んでいろんな防災啓発グッズをご提供していただいたりしています。
47	<ul style="list-style-type: none"> • つづいては、5. 新型コロナウイルスへの対応についてお話をさせていただきます。
48	<ul style="list-style-type: none"> • これは新型コロナウイルスの府内の感染状況を表すグラフです。 • 大阪府の危機管理室では、新型コロナウイルスの拡大防止に向けた取り組みと、軽症者や無症状者の療養施設の運営を行っています。
49	<ul style="list-style-type: none"> • それでは新しい生活様式について、紹介致します。

	<p>①3つの密をさける</p> <p>②人との間隔をあける（できるだけ2メートル、最低1メートルあげましょう）</p> <p>③症状が出ていなくてもマスクは着用するようにしましょう</p> <p>④帰宅時、手洗い、顔洗いを徹底しましょう。手洗いは石けんで30秒程度が目安です。</p> <p>⑤新しい働き方として、在宅勤務やローテーション勤務、時差通勤を導入しましょう。</p> <p>⑥大阪コロナ追跡システムを活用しましょう</p> <p>以上の6点の実践をお願いします。</p>
50	<ul style="list-style-type: none"> ・現在の大阪府における新型コロナウイルス拡大防止に向けた取組みについてお話しします。 ・現在、府民の皆様をお願いしていることは次のとおりです。（期間は令和2年10月10日から11月15日まで） ・外出については、3密で唾液が飛び交う環境を避けてください。高齢者の方は重症化のリスクが高いため、高齢者の方、高齢者と日常的に接するご家族、高齢者施設・医療機関等の職員の皆様は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状がある場合、早めに検査を受診して下さい。 ・感染防止宣言ステッカーを導入していない、酒類の提供を行う飲食店等の利用を自粛してください。 ・イベントの開催については、主催者は業種別ガイドラインの遵守を徹底するとともに、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請しています。また、業種別ガイドラインの見直しを前提に、必要な感染防止策が担保される場合は、収容率や人数上限が緩和されています。
51	<ul style="list-style-type: none"> ・続いて、事業者の皆様を実施していただきたい基本的事項についてご案内します。 ・事業者の皆さまにおかれましては、各業界団体等が専門家の知見を踏まえ作成した感染拡大予防ガイドラインを遵守し、新型コロナウイルスのまん延防止にご協力をお願いします。各ガイドラインについては、内閣官房ホームページで最新のものを確認してください。
52	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪コロナ追跡システムについてご説明します。 ・このシステムは飲食店や、新型コロナウイルス感染症対策による休止・自粛要請が解除される施設・イベントを通じた感染拡大を防ぐことを目的にしたものです。 ・施設の利用やイベントへの参加の際、QRコードを活用して利用者がメールアドレスを大阪府に登録していただくと、同じ日に登録された方の中から、後日、新型コロナウイルスへの感染が判明した場合、大阪府からメールで注意喚起のお知らせが届きます。また、クラスター（集団感染）の発生が確認された場合、クラスター（集

	<p>団感染)が発生したと考えられる日の当該施設の利用者に連絡を行います。</p>
53	<ul style="list-style-type: none"> ・ 詳細については、大阪府のホームページ（大阪コロナ追跡システムについて）でご確認いただけますので、宜しくお願いします。
54	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次に感染防止宣言ステッカーについてご説明します。 ・ 新型コロナウイルスとの「共存」を前提として、感染拡大の抑制と社会経済活動の維持の両立を図るためには、事業者（店舗・施設等）の皆様、先ほどご紹介した内閣府の業種ごとに定められた「新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン（業種別ガイドライン）」を遵守していただくことが非常に重要です。 ・ そこで大阪府では、事業者の皆様を対象とし、ガイドラインを遵守している施設（店舗）であることを府民の皆様を示す「感染防止宣言ステッカー」を発行します。ガイドラインを遵守している事業者の皆様が、必要事項（ガイドライン遵守宣言等）を登録していただくことで「感染防止宣言ステッカー」を取得できる仕組みです。 ・ 会場にお集まりの皆様におかれましては、この「感染防止宣言ステッカー」が掲載されている店舗を利用させていただきますようよろしくお願い致します。 ・ 詳細は大阪府のホームページでご確認ください。「大阪府感染防止宣言ステッカー」で検索してください。
55	<ul style="list-style-type: none"> ・ 続いて、新型コロナウイルスまん延下における避難についてお話しします。 ・ こちらは内閣府のHPからの抜粋です。 ・ 新型コロナウイルスが収束しない中でも、災害時には危険な場所にいる方は避難することが原則です。 ・ ポイントが5つあります。 ・ 1つめ 災害時には、避難することが原則ですが、避難は「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人まで避難する必要はありません。 ・ 2つめ 避難先は指定避難所だけではありません。安全な親戚・知人宅に避難することも考えましょう。 ・ 3つめ マスク、消毒液、体温計などは自分で準備しておきましょう。 ・ 4つ目 避難場所や避難所については、市町村のHP等で必ず確認しましょう。 ・ 5つ目 豪雨時の屋外移動は車も含め、たいへん危険です。やむをえず車中泊する場合は、浸水しないよう周囲の状況等を十分確認しましょう。 ・ そして、日頃のからの備えとして、自宅が安全かどうかの確認は大切です。 資料の右側にある「避難行動判定フロー」を活用して、災害時に自分がとるべき避

	<p>難行動を確認しておきましょう。</p>
56	<ul style="list-style-type: none"> • 新型コロナウイルスまん延化における避難所運営についてご説明します。 • 避難所における感染症対策として、新型コロナウイルス感染症まん延下において大規模な災害が起こった場合には、自宅療養者や濃厚接触者の避難先確保や避難所における3密対策など多岐にわたる課題が想定されます。 • このため大阪府では、新型コロナウイルス感染症まん延時においても各市町村が感染防止対策の徹底を図り、適切な避難所運営が行えるよう、「新型コロナウイルス感染症対応編」を新たに作成しました。
57	<ul style="list-style-type: none"> • このマニュアルのポイントについてお話しします。 • ポイント1、混在回避です。自宅療養者、濃厚接触者は保健所から人との接触について制限を受けていることから、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、災害時一般の避難者との混在は避ける必要があります。 • そのために、行政は、従来の避難所以外に、ホテルなど、自宅療養者などの専用避難所の確保に努めます。 • 避難者は、避難所が過密状態になることを防ぐために、安全確保が可能な場合には自宅での待機や垂直避難、また、可能な場合は安全が確保できる親戚や友人の家等への避難も検討してください。 • 避難所では、一般の避難者と、自宅療養者や濃厚接触者が生活するスペースを分けて確保するゾーニングを実施しています。自宅療養者や濃厚接触者が避難してくる場合もありますし、避難生活送る中で、発熱者等が発生する可能性もあるためです。 • ポイント2は必要な物資についてです。避難の際には、非常時持出品に加えて、マスク、アルコール消毒薬、体温計、台所用洗剤、手洗い洗剤等を可能な限り持参するようにしてください。
58	<ul style="list-style-type: none"> • つづいてポイント3は避難所の開設についてです。 • 避難所では総合受付を設置し、一般の避難者と自宅療養者などの振り分けを行うこととしています。 • また、消毒液を設置するなど衛生環境を確保します。 • さらに、ゾーン分けや導線を分離し、他の避難者との接触を避ける工夫を行うこととしています。
59	<ul style="list-style-type: none"> • 次に令和2年9月初めに発生しました台風10号の教訓についてお話しします。台風10号は、特別警報級の大型台風といわれていました。 • 結果として勢力は少し弱まり、本州への上陸も免れましたが、新たな課題が見つかっています。 <p>【内閣府通知(R2.9.23 及び R2.10.8)のポイント】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 事前にホテルや旅館等に自主的に避難した方が多く、満室で予約できず問い合わせ

	<p>を受けた市町村もありました。</p> <p>⇒事前に協定等により、ホテルや旅館等の宿泊施設の利用・予約状況等の情報を、自治体と当該宿泊施設間で共有しておく必要があることが分かりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症を心配して避難所への避難を躊躇している方がいることが指摘されました。 <p>⇒避難所における新型コロナウイルス感染症対策の実施状況、身体的距離の確保を踏まえた収容人数の積極的な周知・広報を行う必要があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難所において、「3密」の回避のため、収容人数が限られる。 <p>⇒可能な限り多くの避難所を確保するためホテル・旅館を検討。大阪府でもホテルとの基本協定の手続きを進めています。</p> <p>⇒避難所の収容人数を超えた、あるいは超えるおそれのあることや混雑状況を当該避難所に避難する前に住民へ周知します。</p> <p>⇒台風が接近してきた際には、市町村は住民が安全に避難できるよう早めに警戒レベル4、避難勧告等を発することを検討します。</p> <p>⇒台風接近時など災害の切迫度が特に高まった段階に改めて住民に周知・広報します。</p>
60	<ul style="list-style-type: none"> ・最後に、6. 府民の皆さまにお願いしていることについてお話しします。
61	<ul style="list-style-type: none"> ・こちらは自助・共助の話をする際によく使われるデータなのですが、阪神・淡路大震災のとき、約8割の方が、消防や警察、自衛隊ではなく、家族、友人、隣人、通行人に救助されたということを示しています。 ・災害の規模が大きければ大きいほど、救助の手が皆さんのもとにすぐ駆け付けられないことが想定されます。 ・災害時には、まず自らの安全を確保した上で、地域や職場等においても、ともに命を守ることができるよう、互いに助け合う取り組みを進めていただくようお願いいたします。
62	<ul style="list-style-type: none"> ・それでは日頃からの備えとして職場や家庭では、どのようなこと確認しておけばいいのでしょうか。 ・特にこちらに示している6点が重要です。 <ol style="list-style-type: none"> ①自分たちの住む地域・職場・通勤通学経路のリスクを確認 ②避難所への経路を確認 ③家族や従業員との連絡方法の確認 ④備蓄の準備 ⑤非常時持ち出し品の準備 ⑥生活再建のための備え <p>です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日はこれらの取組みの中から、いくつかご紹介いたします。

63	<ul style="list-style-type: none"> • 特に地域の災害リスクを知ることは大切です。こちらは大阪市中心部のハザードマップです。 • 地図の中には避難所や津波避難ビルが掲載されていますので、日頃から確認しておくようにしてください。 • 右側にあるのが津波避難ビルの標識です。 • あわせて、避難所や津波避難ビルへの避難経路についても確認しておきましょう。特に昼間と夜間では見る景色が大きく異なるので、両方の時間帯で確認しておくことも大切です。
64	<ul style="list-style-type: none"> • 防災タウンページについてです。 • 大阪府は NTT タウンページ株式会社との間で防災協定を締結し、NTT タウンページ別冊「防災タウンページ」を府内全市町村の住戸・事業所へお届けしています。地域ごとの避難所マップも掲載しています。 • 皆様の日頃の防災活動等にぜひご活用ください。
65	<ul style="list-style-type: none"> • 次に、災害時には、大切な家族の安否確認も大切です。災害時は電話がつながりにくくなるため、従業員や家族との連絡方法は複数手段用意しておくことが大切です。 • ここでは、電話会社が提供する伝言板サービスをご紹介しますので、災害時にすぐ利用できるように手順を確認しておきましょう。 • このほかにも、ラインやフェイスブックなどの SNS は過去の災害時にもつながりやすかったとの報告もありますので、皆さんも従業員や家族との連絡手段のひとつとしてご準備いただければと思います。
66	<ul style="list-style-type: none"> • また、災害時に適切な行動をとるためには正確な情報収集が必要です。 • こちらは、行政から発信される 5 段階の警戒レベルの一覧です。警戒レベル 1 と 2 は気象庁から、3、4、5 は市町村から発令されます。 • 警戒レベルで避難のタイミングをお伝えしますので、市町村から警戒レベル 3、4 が発令された地域にお住いの方は速やかに危険な場所から避難するようにしてください。
67	<ul style="list-style-type: none"> • つづいて、昨年から導入している新しい取り組みについてご紹介いたします。 • 災害モード宣言とは、広域的な大規模災害が発生もしくは迫っていることを府民や事業者等に呼びかけ、日常のモードから災害時のモードに切り替えてもらうことを促すため、知事自らが宣言を行うものです。 • 例えば、台風であれば、台風の接近が見込まれる場合に、府民の皆様には不要不急の外出を控えていただくことや、市町村から発信される避難情報等に注意するよう、事前の備えを促します。地震であれば、発生後の適切な行動を呼びかけます。地震発生時、迅速かつ適切な行動をとっていただくため、事業所に BCP の発動や出勤・帰宅の抑制など災害時の対応への切り替えを促します。

	<ul style="list-style-type: none"> • 災害モード宣言を行うタイミングですが、 • まず台風については、気象台予測で大阪府域における最大風速 30m 以上の台風が府域に上陸・最接近することが見込まれる場合、府域上陸・最接近の前日 18 時までには発信します。 • 過去の台風で該当するものは、昭和 36 年の台風第 18 号（第 2 室戸台風）、平成 30 年 9 月の台風第 21 号と台風第 24 号です。 • 次に地震については、府域に震度 6 弱以上を観測した場合に発災直後発信します。震度 5 弱・5 強の場合は、被災状況等に応じて発信します。 • 過去に起きた地震で該当するものは、平成 30 年 6 月の大阪府北部を震源とする地震です。 • その他自然災害等により、府域が重大な危機事態となったとき又はそのおそれがあるときは、状況に応じて発信を行います。
68	<ul style="list-style-type: none"> • 災害モード宣言の発信方法は、大阪府の HP、大阪府防災情報メール、Yahoo!防災速報、Twitter、Facebook など様々なツールで配信されるのに加え、マスコミへ協力を依頼します。 • こちらは、災害モード宣言の配信イメージです。左側が大阪府防災情報メール右側はヤフーの防災速報です。 • どちらも、下のQRコードから簡単に登録することができます。登録の際に地方公共団体からの情報を受け取るように設定していただければ、災害モード宣言の他、様々な災害に関する情報が、プッシュ型で皆様の携帯電話やスマートフォンに情報が届きますので、災害時の情報収集に大変役立ちます。是非事前のご登録をお願い致します。
69	<ul style="list-style-type: none"> • 続いて備蓄です。 • 行政においても、備蓄を進めてはおりますが、道路の損壊等により物資が避難所等に届くまでに時間がかかる可能性があります。 • 特別に備蓄をするということではなく、普段購入しているものを、少し多い目に購入し、使っては補充するといったローリングストック方式を活用いただき、職場やご家庭において、3日分、できれば、一週間分程度の備蓄をお願いしています。 • 必要な物資のリストは、資料に記載の HP や先ほど紹介した防災タウンページも掲載されていますので、是非参考にさせていただき、ひとりひとりご自身に必要な物資の準備をお願いします。 • 新型コロナウイルスへの対応として、マスク、アルコール消毒なども用意しておきましょう。

70	<ul style="list-style-type: none"> • 本日の冒頭でも述べましたが、一昨年のお大阪府北部を震源とする地震では多くの方が転倒した家具等でけがをされています。どれだけ建物の耐震性が優れていても、家具の固定ができていないと大変危険です。 • 今一度、家具の固定ができているか、扉の前にモノを置いていないかなど、各ご家庭や事業所内で、確認をお願いします。 • こちらのイラストにありますようにタンスや棚の転倒防止、照明器具などの落下防止、家電製品の転倒・落下防止、防災カーテンの使用などの対策を行いましょう。 • オフィスでも、書棚や更衣ロッカー、コピー機などの固定を忘れずに行ってください。
71	<ul style="list-style-type: none"> • 最後に、平成 28 年 12 月に設置した「大阪府地域防災基金」の紹介です。 • 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、企業や府民の皆さんから寄附を募集し、基金に積み立てています。 • 積み立てた基金は、消防団や自主防災組織への継続・安定した支援の実施や、企業や府民の地域防災に対する理解促進をすすめる取組などに活用させていただきます。 • ご寄附いただける場合は、大阪府ホームページをご覧ください、お問い合わせください。
72	<ul style="list-style-type: none"> • 最後になりますが、防災・減災については、府民の皆様、事業者の皆様ひとりひとりのご協力が不可欠です。 • いつ起こるか分からない大きな自然災害から、ひとりでも多くの命を守れるように、今後とも皆様のご理解とご協力をお願い致します。 • ご清聴ありがとうございました。